

会場	対象者の居住地区	日時
市役所	市内全地区	2月16日(金)～3月15日(金)の平日(休日は2月25日のみ開設) 9時～16時
宮城支所	宮城地区	2月15日(木)～20日(火)の平日
大胡支所	大胡地区	2月21日(水)～29日(休)の平日
粕川支所	粕川地区	3月1日(金)～6日(火)の平日
富士見支所	富士見地区	3月7日(水)～15日(金)の平日



電子提出についてはこちら



郵送提出についてはこちら

混雑します。申告書はできる限り郵送や電子での提出をお願いします。会場の混雑状況によっては入場制限をかける場合があります。

市民税課
027-898-6203

市・県民税の申告

税の申告は
郵送や電子申告を
活用して

● **申告書作成はパソコン・スマホから**
本市の申告書作成ページ(住民税額シミュレーションシステム)では、市・県民税の申告書の作成のほか、ふるさと納税の寄付額の



申告書作成ページ

成をお願いします。

● **マイナンバーカードか通知カード**
(現在の氏名・住所が記載されている場合に限り)などマイナンバーの分かる物と運転免許証などの身元確認書類②筆記用具、電卓など③収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)④控除に関する書類(控除証明書など)⑤医療費控除の明細書・医療費通知(医療費控除を受ける人のみ)。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。
①営業や地代、家賃、配当、農業などの所得があった②給与収入が公的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加があった③所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみだった。

● **申告に必要なもの**
①マイナンバーカードか通知カード(現在の氏名・住所が記載されている場合に限り)などマイナンバーの分かる物と運転免許証などの身元確認書類②筆記用具、電卓など③収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)④控除に関する書類(控除証明書など)⑤医療費控除の明細書・医療費通知(医療費控除を受ける人のみ)。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

● **申告書作成はパソコン・スマホから**
本市の申告書作成ページ(住民税額シミュレーションシステム)では、市・県民税の申告書の作成のほか、ふるさと納税の寄付額の



申告書作成ページ

成をお願いします。

● **マイナンバーカードか通知カード**
(現在の氏名・住所が記載されている場合に限り)などマイナンバーの分かる物と運転免許証などの身元確認書類②筆記用具、電卓など③収入に関する書類(源泉徴収票、収支内訳書など)④控除に関する書類(控除証明書など)⑤医療費控除の明細書・医療費通知(医療費控除を受ける人のみ)。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。
①営業や地代、家賃、配当、農業などの所得があった②給与収入が公的年金等収入のみの人で、所得控除の内容に変更・追加があった③所得がなかったか、遺族年金や障害年金などの非課税所得のみだった。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

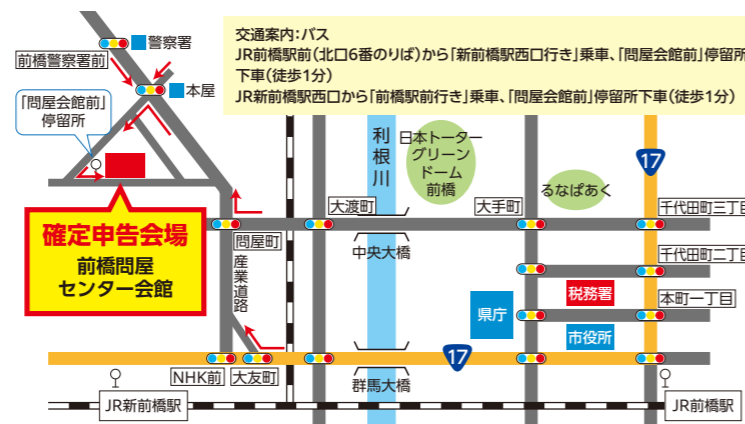
● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

● **申告に必要なもの**
1月1日現在、市内に居住し確定申告書を提出しない人で、次のいずれかに該当する人は市・県民税の申告が必要です。

税理士会の確定申告無料相談

給与所得者や年金受給者(譲渡所得がある人を除く)を対象に、確定申告無料相談を実施します。

時 2月17日(土)9時30分～16時
場 県勤労福祉センター(野中町)
申 2月6日(火)～9日(金)、10時～16時
に 関東信越税理士会前橋支部
☎ 027-234-6131



パスワード(数字4桁、英数字6桁)

前橋版電子地域通貨めぶくPay キャンペーン期間を延長

めぶくPay、めぶくID、アプリ、利用登録、店舗登録についてはめぶくグラウンド ☎050-8890-9406 (平日9時～17時) 電子地域通貨事業、キャンペーンについてはにぎわい商業課 ☎027-210-2188 マイナンバーカード申請・交付については市民課 (詳しくは本紙16ページ) ☎027-898-6101



本市ホームページ



めぶくPay 公式ホームページ

3月31日(日)まで延長
まえばし市民プレミアムキャンペーン

市民限定のキャンペーンです。マイナンバーカードによる簡易登録も可能です。

1 マイナンバーカードで登録 1,000 ポイントがもらえる
2 めぶくIDで登録 1,500 ポイントがもらえる
※抽選によるポイント贈呈は終了しました。

全利用者が対象
ポイント還元キャンペーン

① 3%ポイント還元を開始
時 3月31日(日)まで
還元率=3% (3月末までは支払い額に上限はありません)
② スタートアップキャンペーンの期間を延長
時 2月29日(木)まで
還元率=20% (1人期間中支払い額上限5万円(1万ポイント)まで)

- ポイントは当該月の翌月に付与します。
- ①②のポイント還元は②から優先して適用されます。
- ポイント還元対象：チャージで支払った場合か、めぶくPayで出産・子育て応援給付金を受け取り支払った場合。
- ポイントで支払った場合、ポイントは付与されません。
- 予算に達し次第対象期間中でもキャンペーンを終了する場合があります。
- チャージやポイントの残高や有効期限はめぶくPay残高の内訳で確認できます。

● **めぶくPay登録に必要なもの**
マイナンバーカードの読み取りが可能なスマホとマイナンバーカード、カード発行時に設定した2種類のパスワードが必要です。
※対応スマホと動作環境は本市ホームページで確認してください。

● **利用開始サポートも延長**
めぶくIDの登録やめぶくPayの操作方法などを相談できます。

時 2月29日(木)までの平日9時～17時
場 市役所12階

● **利用可能店舗も増加中**
めぶくPay加盟店舗はホームページで随時公表しています。詳しくはめぶくPay公式ホームページやめぶくアプリをご覧ください。また、加盟店舗も募集中。紙の申請書が必要な場合は問い合わせてください。

申 同ホームページの申し込みフォームで

GunMaaS利用でめぶくPay付与

一括した公共交通の案内やデジタルチケットが取得できるスマホ向けウェブサービス「GunMaaS」で、めぶくPayと連携したキャンペーンを実施。GunMaaSでデジタルチケットを購入し利用すると、後日めぶくPayにポイントが付与されます。また、市内の対象店舗で買い物などに利用すると、さらにポイントがもらえます。なお、期間中でも予算に達し次第終了します。詳

しくは本市ホームページかGunMaaSをご覧ください。

時 3月24日(日)まで

申 めぶくPay登録後、GunMaaSのめぶくPay連携キャンペーンエントリーフォームで

場 交通政策課

☎ 027-898-6238

